



Takanori <grapejuic@gmail.com>

【要返信】法務省としての、日本語文法と辞書等、解釈の基準となるものは？

Taka.N <grapejuic@gmail.com>

2023年11月20日 17:24

To: hyouka@i.moj.go.jp

法務省 窓口ご担当者様

メールを失礼します。野田頭 宜教と申します。

法務省としての正式見解をお聞かせ願いたいのですが、

国語の理解に於いて、日本語文法事典 単行本 – 2014/6/25 日本語文法学会 (編集)、及び各国語辞典等で学ばせていただき、新明解国語辞典 (三省堂) こちらの2つに於いては、「一致」という文言に対して、同じような見解が述べられていますが、他の旺文社、学研、小学館、旺文社に至っては、旺文社標準国語辞典と、旺文社の国語辞典では意味が全く異なります。「一致」に関して、説明文が完全一致という文言となっております。

お手数ではございますが、ご確認頂ますよう、宜しくお願い致します。

理由としましては、親告罪で警察官、警察署、病院の精神科の医師等、刑事告訴を行いたいのですが、告訴状作成の文言の作成にて困難な事と、親告罪に当たるのか、その期限は半年以内となるのか伺いたく、ご連絡させて頂きました。

詳細は、FacebookやTiktok、youtubeにて述べさせて頂いておりますが、証拠保全等、職探しと手が回っておりません。また、正式見解の前に犯罪に巻き込まれているため、とりあえず、伺っている次第です。

必ず、ご返信をお願いします。

日本語文法事典に於いては読み始めになりますが、とりあえず通読するつもりです。

国としての正式な基準として見解を是非とも伺いたいです。

何卒、よろしく願いいたします。

野田頭 宜教